



名護労働基準監督署発表
令和7年3月25日

【照会先】名護労働基準監督署
署長 上原 周
○監督・安衛課長 酒井 悠太
電話 0980-52-2691

労働基準法違反容疑で書類送検

～ 月 100 時間を超える違法な時間外労働の疑い～

名護労働基準監督署（署長：上原^{うえはら} 周^{ひろし}）は、本日、ザ・テラスホテルズ株式会社ほか1名を、労働基準法違反の疑いで、那覇地方検察庁名護支部に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者8名に36協定の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせたもの。
時間外・休日労働は月100時間未満かつ2か月平均で80時間以内としなければならないところ、それを超えて労働者に時間外労働を行わせたもの。

1 被疑者

ザ・テラスホテルズ株式会社 ほか1名
所在地 沖縄県名護市字喜瀬

2 違反被疑条文

被疑者について、労働基準法違反
同法第32条第1項・第2項（労働時間）
同法第36条第6項第2号・第3号（時間外及び休日の労働）
同法第119条第1号（罰則）
同法第121条第1項（両罰規定）
（別添「関連条文一覧」参照）

3 被疑内容

労働基準法では、時間外労働及び休日労働を行う際、第36条第1項で規定する労使協定（36協定）において1か月の延長時間等を定め、書面で締結すること及び1か月の時間外労働及び休日労働時間の合計を100時間未満、2か月から6か月の時間外労働及び休日労働時間の合計について、どの期間で平均をとっても1か月当たり80時間以下とすることが規定されていますが、被疑者は労働者8名に対し、36協定にて定めた延長時間の上限を超えて、1か月100時間以上かつ2か月平均で80時間を超えて時間外労働を行わせた疑いがあるものです。

4 その他

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いことから、名護労働基準監督署では、引き続き、過重労働の疑いのある企業等に対して監督指導等を行っていくとともに、重大・悪質な法違反を伴う長時間労働に対しては、書類送検を行うなど厳正に対処していく方針です。

関連条文一覧

○労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（労働時間）

第三十二条

- 1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、一週間の各日については、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

（時間外及び休日の労働）

第三十六条

- 1 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）...
...（中略）.....に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、.....（中略）.....労働させることができる。

（第2項～第5項 略）

- 6 使用者は、第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

（第一号 略）

- 二 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間 百時間未満であること。
- 三 対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月、五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間 八十時間を超えないこと。

（第7項～第11項 略）

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条.....（中略）.....第三十二条.....（中略）.....第三十六条第六項.....（中略）.....第百四条第二項の規定に違反した者

（第二号～第四号 略）

(両罰規定)

第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。